

(案)

業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 令和7年度佐伯市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等集計・分析業務
- 2 委託業務の場所 佐伯市向島1丁目3番8号ほか
- 3 履行期間 自 令和7年 月 日
至 令和8年3月13日
- 4 業務委託料 ￥ —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ —)
- 5 契約保証金 免除

上記の委託業務について、契約担当者 佐伯市長 富高 国子(以下「委託者」という。)と契約者 (以下「受託者」という。)とは、佐伯市契約規則(平成17年佐伯市規則第66号)及び次の条項の規定により契約を締結する。

(総則)

- 第1条 受託者は、別冊仕様書に基づき頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期間までに頭書の委託業務を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書等に明示されていないもの、又は仕様書等の交互符号しないものがある場合は委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約による権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

- 第3条 受託者は、委託業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(秘密の保持等)

- 第4条 受託者は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(複写複製の禁止)

- 第5条 受託者は、この契約の履行にあたって、委託者から引き渡された原票、資料、貸与

(案)

品等を、委託者の承諾なくして複写または複製してはならない。

- 2 受託者は、委託者から引き渡された原票、資料、貸与品等は、委託業務完了後に直ちに返還しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(監督員)

第6条 委託者は、委託業務の履行についての指示及び監督にあたる担当職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、書面によりその職名及び氏名を受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

(主任担当者)

第7条 受託者は、委託業務を処理するにあたり、主任担当者を定め、書面によりその氏名役職を委託者に通知するものとする。主任担当者を変更したときも同様とする。

(委託業務の調査等)

第8条 委託者は、必要がある場合には、受託者に対して委託業務の処理状況につき、調査し、または報告を求めることができる。

- 2 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の実施についての業務日程表、作業計画書等の必要書類を提出させることができる。

(委託業務内容の変更等)

第9条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(履行期間の延長)

第10条 受託者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないときは、委託者に対して、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めたときは、履行期間を延長するものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

(案)

第 11 条 委託業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第 12 条 受託者は、委託業務が完了したときは、その旨を書面によりすみやかに委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して 10 日以内に検査を行い、検査に合格した後、引渡書により成果物の引渡しを受けるものとする。

3 受託者は、前項の検査に合格しない時は、委託者の指定した期間内に補正を行ない、委託者の再検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、委託者が受託者から補正完了の通知を受けた日から起算するものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

第 13 条 受託者は、前条第 2 項の規定により検査に合格し、引渡しを完了したときは、書面により契約代金の支払いを請求するものとする。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に契約代金を支払わなければならない。

(履行遅延に対する遅延利息)

第 14 条 受託者は、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は、委託者に対して遅延利息を支払うものとする。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この規定は適用しない。

2 前項の遅延利息の額は、延長した日数に応じ、業務委託料に対し契約締結日における政府契約の支払い遅延防止等の関する法律（昭和 24 年法律第 256 条）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(契約不適合責任)

第 15 条 委託者は、成果物の引渡しを受けた後において、成果物について仕様書等の不一致等、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、受託者に対して契約不適合の修正等の履行の追完を請求することができ、受託者は、履行の追完を行うものとする。ただし、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、受託者は委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完を行うことができる。

2 前項にかかわらず、契約不適合によっても契約の目的を達することができる場合であ

(案)

って、履行の追完に過分の費用を要するときは、受託者は履行の追完義務を負わないものとする。

- 3 委託者は、契約不適合（受託者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受託者に対して損害賠償を請求することができる。
- 4 受託者が契約不適合責任を負うのは、成果物の引渡しを受けた後1年以内に委託者から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、成果物の引渡しの際に受託者が契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項、第3項及び次条1項第3号の規定は、契約不適合が委託者の提供した資料等又は委託者の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（委託者の催告による解除権）

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- （1）正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても委託業務の履行に着手しないとき。
- （2）委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- （3）正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
- （4）その他契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1）第2条の規定に違反し、この契約によって生ずる債権を第三者に譲渡し、承継したとき。
- （2）この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。
- （3）受託者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （4）受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- （5）委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- （6）前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告

(案)

をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第 22 条又は第 23 条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関し、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と当該契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に関し、受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 18 条 委託者は、第 16 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 19 条 委託者が、第 16 条又は第 17 条の規定により契約を解除したときは、受託者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この規定は適用しない。

(案)

2 前項の違約金の徴収は、委託者の損害賠償の請求を妨げない。

(談合その他の不正行為に対する委託者の催告によらない解除権)

第 20 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者は賠償の責めを負わない。

(1) この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条若しくは第 19 条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条、第 8 条の 2 若しくは第 20 条の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。)に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 5 号又は第 19 条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受託者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号による刑が確定したとき。

(賠償の予約)

第 21 条 受託者は、前条各号(同条第 4 号による刑法第 198 条による刑が確定したときを除く。)のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による業務委託料の 100 分の 20 に相当する額を委託者が指定す

(案)

る期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定により賠償金を徴収する場合にあっては、第19条の規定は適用しない。
- 4 受託者が賠償金を第1項の規定により委託者が指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に、委託者の指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間についてその日数に応じ契約締結日における政府契約の支払い遅延防止等の関する法律(昭和24年法律第256条)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を受託者から徴収する。

(受託者の催告による解除権)

第22条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第23条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第9条第1項の規定により、受託者が契約内容を変更する場合において、業務委託料の総額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 委託者が契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能になったとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 受託者は、第22条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第25条 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(個人情報の保護)

(案)

第 26 条 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第 27 条 本契約に関する紛争については、委託者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第 28 条 この契約書に約定していない事項について約定する必要があるとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度、委託者と受託者とが協議して定める。

この契約が成立したことを証するため、この契約書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保持する。

令和 7 年 月 日

委託者

佐伯市中村南町 1 番 1 号

佐伯市

佐伯市長 富 高 国 子 印

受託者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

(案)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(個人情報取扱責任者及び従事者)

第2 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取扱うにあたり、個人情報取扱責任者及び従事者を定め、書面によりその氏名役職を委託者に通知するものとする。個人情報取扱責任者及び従事者を変更したときも同様とする。

(監督及び教育の実施)

第3 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督及び教育を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正な管理)

第6 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止等、個人情報の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第7 受託者は、委託者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を委託者の指定する区域外へ持出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第8 受託者は、委託者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 受託者は、委託者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託)

(案)

第10 受託者は、委託者が承諾した時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(資料等の返還)

第11 受託者は、この契約による業務を行うため委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了までに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(廃棄等)

第12 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(従事者への周知)

第13 受託者は、この契約による業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第14 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(調査)

第15 委託者は、受託者がこの契約による業務を行うにあたり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(指示及び報告)

第16 委託者は、個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対し個人情報に関し必要な指示を行い、又は必要な事項の報告を求めることができる。

(事故報告)

第17 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかにその旨を委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。